

令和8年第2回

荒川区教育委員会定例会

令和8年1月23日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和8年荒川区教育委員会第2回定例会

1 日 時	令和8年1月23日	午後2時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	阿 部 忠 資 繁 田 雅 弘 長 島 啓 記 中 澤 礼 子
4 欠席委員	委 員	八 木 敦 子
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 教育施設担当課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	菊 池 秀 幸 浦 田 寛 士 井 上 千 恵 福 木 妙 子 渡 辺 裕 登 下 条 知 淑 塩 尻 浩 原 田 正 伸 大 西 寛 和 齋 藤 一 幸 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2 号 荒川区学校運営協議会規則の制定について

議案第 3 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第 4 号 令和 8 年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告 3 回目）について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和8年第2回定例会を開催いたします。

本日は傍聴の申込みが1名いらっしゃいます。1名の傍聴を許可し、遅れてきた方の傍聴もあらかじめ許可しようと思いましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、傍聴を許可することといたします。

では、傍聴人を呼んでいただければと思います。

〔傍聴人入室〕

教育長 傍聴の方に申し上げます。お配りいたしました傍聴券に記載の注意事項をお読みになりまして、発言等はなされませんようお願いいたします。

続きまして、出席者数の御報告を申し上げます。本日4名出席でございます。

議事録の署名委員は、繁田委員及び中澤委員をお願いいたします。

10月24日開催の第20回定例会及び11月14日開催の第21回定例会の議事録を皆様にお送りしております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば事務局まで連絡をお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいります。本日は、審議事項が3件、報告事項が1件でございます。

まず初めに、議案第2号「荒川区学校運営協議会規則の制定について」です。教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第2号「荒川区学校運営協議会規則の制定について」御説明申し上げます。

提案理由でございます。記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして設置する学校運営協議会につきまして、必要な事項を定めるため、荒川区学校運営協議会規則を制定するものでございます。

内容のところに入ります前に、本規則を制定するまでに至りました背景ですとか経緯につきまして、まず御説明申し上げた後に内容のほうに入らせていただきたく存じます。お手元のカラーのA4判横の資料も見えていただきながら、お願いいたしたく存じます。

こちら、文科省のほうで、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全国の教育委員会ですっかりやっていただくようにという依頼があるものでございまして、真ん中を見てくださいと、コミュニティ・スクール、学校運営協議会、これは学校運営への必要な支援に関する協議を行うというところで図が示されてございますけれども、これまで学校評議員という制度がございます。こちらは校長の相談に応じて意見を述べる、学校を支援する

というものでございました。

こちらは地方教育行政法のほうにも根拠法としてございますけれども、令和8年度からは、役割といたしましては、この学校の経営方針を承認していただいて、ともにお支えいただくこと、そして学校運営に責任を持っていただくパートナーとして位置づけること。そうしたことが、地方教育行政法、同じ根拠法の47条の2項におきまして、努力義務から全校導入へとシフトしていくというのが大きな流れでございます。

カラーの資料の右側を見ていただければと存じます。校長と書いてございますけれども、先ほど説明いたしました学校運営の基本方針を説明して承認を頂く。また、下段の学校運営・教育活動、こちらも説明をして御意見を頂く。真ん中の下のほうを見ていただくと、学校運営協議会の主な役割というところも3つの丸で記載がございますけれども、基本方針の承認、意見を述べていただく、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。このようなことが大きな仕組みとなっております。

これまで荒川区教育委員会におきましては、今年度も含めて第九峡田小学校で3年間のモデル校の試行実施をしてございます。ともに解決しようという建設的な土壌が形成されましたり、地域の専門家が授業に参画をして、子どもたちと触れ合いながら郷土愛が向上された。そういったところがこの3年間で確かな手応えとして得たところでございます。

資料の3ページにお戻りいただきますでしょうか。そうした背景の中で、こちらの内容につきまして御説明をさせていただければと存じます。1、2、3、4、5の順で御説明申し上げます。

1、趣旨といたしましては、学校運営やその支援に関して協議をいたしまして、教育委員会や学校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することによりまして、信頼関係を深めて、児童生徒の健全育成に取り組むものとするものでございます。

2、設置でございます。こうした趣旨を踏まえまして、教育委員会は、学校ごとに協議会を置くことができることといたします。その際には、校長、保護者、地域住民等の意見を聞くものとするとしてございます。

3、協議会の役割でございます。教育課程の編成に関することや、学校経営方針に関することなどの基本的な方針について承認をする。以下、先ほど説明したとおりでございます。

4、招集及び議事でございます。会議は委員長が招集をして、過半数の出席が必須となります。議事につきましても、出席委員の過半数で決すると、利害を有する委員につきましては、議決権を有しないと定めてございます。

5、委任につきましては、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める

ものとさせていただきます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質疑はございますでしょうか。

確認なのですが、今までの学校評議員制度も地方教育行政法に基づいてということで、今回のコミュニティ・スクール、学校運営協議会についても、努力義務から義務に変わったということなのですか。努力義務は変わらず、荒川区教育委員会として設置の方向に進んでいるということなのですか。その辺の位置づけをちょっと説明してもらえますか。

指導室長 これまでの学校評議員制度は、今お話がありましたように、比較的意見を述べる立場でしたが、文部科学省の方針としまして、より地域の教育力を学校教育に生かしていこうと、また地域の中心に学校を置こうという大きな方針がございまして、文部科学省としましては、全校導入という方針を示して今、努めているところでございます。

また、文部科学省から私ども荒川区教育委員会のほうにも、そのコミュニティ・スクール化に向けた計画を策定するようというので、私どもも第九峡田小学校の先行実践を踏まえながら慎重に準備を進めてきたところでございます。

教育長 そうしますと、努力義務ではあるのだけれども、文科省の方針として、全校設置に向けて進めていると、その流れを受けて、荒川区でも全校設置に向けて取り組んでいると。その中での規則の制定ということですね。

指導室長 はい。

教育長 何か御質問はありますか。

では、長島委員。

長島委員 お配りいただいた、この資料の下のほうに「学校運営協議会の主な役割」とあって、法律の第47条5に書いてあるものが整理してあって、3つ挙げてありますよね。その3つ挙げてあるうちの2番目と3番目、学校運営については、教育委員会または校長に意見を述べることができるとなっていて、それから、教職員の任用に関しては、校長は抜けて、教育委員会に意見を述べるができるとなっているのですね。

資料の5ページの学校運営協議会規則のほうの第6条の書き方は、学校運営全般と教育職員の採用その他の任用に関することについて、教育委員会または校長に対してと、分けてなく見えるのですけれども、これだと職員の採用についても、校長に対して意見を述べるができるとなってしまうのかなと。どうなっているのでしょうか。

指導室長 大変重要な御指摘かと考えてございます。まず、表記につきましては、教育委員会というのは学校も含めますので、実際の場合では、校長に対して意見を述べることができると同義だとお考えいただいて結構でございます。カラーの資料ですね。校長を通して、私どももその意見を把握するという状況になります。

御心配のとおり、特定の個人の異動とか、それから何か言動に対して、1つ1つ俎上に上げて協議をするということは、私ども荒川区としては考えてございません。

任用に関する要望、それから意見というのは、九峡小での先行実施の3年間の中においても1つも出てまいりませんでした。あくまで、「この先生がとても頑張っていた」とか「こういうところを見かけましたよ」というような、教員の努力を支えるような前向きな意見は出たと聞いております。

ほかの区等々で、どういうところで人事に関する意見が出たのかというところを調査しましたところ、校長の方針が、例えば、「うちの学校、これからICTを頑張っていきたいと思っています」という方針を出したところ、それに対して、「では、専門性の高い先生を重点配置してはどうでしょうか」とか、そういった校長の方針に基づく配置の要望といったものが考えられるところでございます。

長島委員 実態というか状況としてはそうかもしれませんが、規則としては、この地教行法の第47条の5には分けて規定しているのですね、別々に。学校運営に関することと、それから教職員の任用に関することと。だから、この規則も分けて規定しておいたほうが、この法律に沿うような形で、後々、分けておいたほうがいいのではないかと私は思って、その辺検討していただけたらと思います。

指導室長 ありがとうございます。そういった法律の面でのそごがあると、様々、学校現場にも迷惑がかかることになりかねませんので、先生、御指摘のとおりの方針で検討を進めさせていただきます。ありがとうございます。

長島委員 お願いします。

教育長 今のお話ですと、この規則の第6条のところですね。この6条の部分を法にのっつた羅列といいますか、文言にしたほうがいいのではないかという御指摘だと思うので、そこもしっかりと踏まえて、規則、まだ制定していませんので、長島委員の御指摘を踏まえた形で検討いただければと思います。

指導室長 ありがとうございます。

教育長 繁田委員。

繁田委員 僕の質問は、協議会の会議体としての規模感みたいなもので、人数とか、例えば構成員の割合みたいなものは、どのようなものをイメージされているのか。

ちょっと先に申し上げると、地域の方というと、例えば商工会の方だったり、自治会だったり、公共交通機関だったり、そこに区長が入るかどうかわかりません。

でも、それによって、かなり会議体の学校への貢献の内容は変わってくるかなという気はするので、もしその辺可能であれば、例えば教育委員会から、ガイドラインまではいかないにしても、このように構成員をお考えになられたらみたいな助言はあったほうがいいのかなというのは、ちょっと感じました。

指導室長 ありがとうございます。私どもとしまして、基本的には、今ある学校運営協議会制度の方々に、引き続き委員をお願いしてはどうかということで進めさせていただいております。規模感としまして、おおむね10名前後といったところを想定してございます。

繁田委員 学校1つに対してですか。

指導室長 はい、学校1つに対して想定していただけたらと思います。学識経験者の方もいらっしゃるれば、PTA会長、また地域協力者、また場合によっては卒業生などの方々が協力していただけていると考えてございます。

繁田委員 もう1つ、最後に。例えば校長先生とかが相談したいことがあって、その内容によって少し構成員の方も柔軟にではないですけども、あまり勝手に変えるのはいけないのかもしれませんが、その辺柔軟性みたいなことに関してはどうですか。

指導室長 多様な御意見を頂くということは、学校経営上、大変重要なことと考えてございます。基本的には任期は1年ごとに定めていくものなのですが、そうした御意見を頂ける方に対しても、校長が学校の様子を丁寧に見ていただいたり、今度は、逆に一緒に入って教育活動に参加していただけませんかということも制度上できるようになりますので、様々そういった御意見を踏まえながら、逆に学校への理解とか協力を求める場になっていくのかなと思います。

いずれにしましても、まずは先生御指摘のように、どんな御意見があっても、まずは学校のほうで受け止めつつも、御理解いただくための説明や活動の、例えば参観ということは、より柔軟に、この制度になることでできるのかなと考えてございます。

繁田委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 ほか、いかがでしょうか。

中澤委員 6ページの8条のところに「委員は5名以上とし」という記述があって、10名前後を想定しているということで、1番と2番はイメージできるのですが、学識経験者というのは、その学校の地域にいらっしゃる中で学識経験者という立場なのか、教育委員会とか区のほうから、「この方どうですか」と推薦があるのか。

もう1つ懸念しているのは、評議委員会、私もやったことあるのですが、なかなか

メンバーが、校長先生がお困りでお声がけして、町会の方とかで、メンバーがもう何年も変わっていないとか、そういう現状があるので、それを引き継いでいく中で10名前後集まるかなというのが現実かと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

指導室長 ありがとうございます。まず、学識経験者の方々というのは、必ずしもその学区域の中にお住まいの方とは限りません。例えばその学校の研究会の中で御縁ができた大学の先生をお招きするなど様々ございますので、そこについては、まず学校の意向を柔軟に私どもも考えたいと思っております。特に、今、成り手不足というか、そういったところについての課題があるということも十分理解してございます。まさにお困りなのかなと思います。

私どもとしては、スタートとしては、既存の学校評議員の方々を核として、まずPTAの方、それから地域の若手の方々とか、そういった方々に少しずつ、まずは「コミュニティ・スクールってこういうものなんですよ」ということを御理解いただきながら、輪を広げていきたいと考えています。

基本的には、今、PTAというのは、できる人ができるときにというスタンスですので、それを基本としながら、特定のやれる人だけというよりは、いろいろな方に参加していただけるような持続可能な運営を学校とともに支援していきたいと思っております。

教育長 今後のスケジュール感ですけれども、第九峡田小学校での3年間の検証結果となると思うのですが、その辺について、少しメリットとか紹介していただきたいなど。今後のスケジュール感ですね。一体どんな感じで進めていこうと今のところ考えているのか、そういったところを説明いただければ。いかがでしょうか。

指導室長 今回、こちらのほうで御承認を頂いた後、法制化に向けた、規則に向けたものをつくりまして、校長会等々にも準備、説明等をしながら、基本的には学校のホームページ、また教育委員会のホームページ等でも周知等を行いながら、3月末には何らかの形で、例えば学校だより等々で地域の方々に御説明をして、4月には、しっかりと改めて衣替えをした形で、コミュニティ・スクールを立ち上げたいと考えています。

教育長 また、九峡小での何か成果があれば。

指導室長 はい。そちらのほうにつきましては、自主校長会等々で校長先生方には周知を図らせていただこうと考えています。

教育長 そうですね。先行導入しているので、そのあたり成果は、きちんとほかの学校に1回示したほうがいいと思いますので、その辺はぜひお願いします。

指導室長 はい。

教育長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、この件につきましては以上で終了いたしますが、議案でございますので、議案第2号につきまして、何か御意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、討論を終了いたします。

議案第2号について長島委員から御指摘いただいた点を修正することとしますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、異議ないものと認めます。

議案第2号「荒川区学校運営協議会規則の制定」につきましては、原案を修正の上、決定いたします。

続きまして、議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」です。教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第3号につきまして、御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和7年度の荒川区議会定例会の2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。1の改正理由でございます。幼稚園教育職員の給与につきまして、特別区人事委員会勧告に基づき、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯について改定するとともに、関連する規定を整備するためでございます。

2の内容でございます。(1)提案背景といたしまして、特別区人事委員会は、管理職の役割の重要度が増している状況を鑑みて、職務・職責をより重視した給料体系の実現等が必要であると判断したことから、国の改定手法を参考として、特別区の実情等を考慮した上で、改正を行う必要があると勧告したものでございます。

(2)改正内容につきましては、改正前が平日の午前0時から午前5時までを2時間延ばしまして、平日の午後10時から翌日の午前5時までと拡大するものでございます。

3の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

11ページのほうには、こちらの条例の内容となっております。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質疑ございますでしょうか。

繁田委員 ほかの特別区はどんな状況なのですか。それに倣ったような形なのか、それとも、荒川区が特別にやっというらっしゃるのかもしれないですけども、教えてもらえたら。

教育総務課長 23区共通、同じでございます。

長島委員 ちょっと細かくて申し訳ないのですが、これまで午前0時から午前5時までだったのが、前に早めて午後10時からとなっていて、これまで、その2時間は漏れていたという、漏れていたというのは変ですけども、どういうことなのかなというのを、分かりやすく説明してもらえるとありがたいです。

教育総務課長 まず、この時間を延ばした背景といたしましては、災害時対応、突然の大規模震災、火災等が発生した場合には、その日の当日から起算するものを、その前の深夜10時以降、11時から勤務した場合でも、その手当の対象になりますよというのが大まかな趣旨でございます。また、管理職員は時間外に勤務しましても、時間外手当が支給されないといった背景もございます。管理職手当を補完するような趣旨で拡大したというのが背景でございます。

以上でございます。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

これは、金額が変わるのですか、変わらないのですか。0時から5時までというのは、簡単には5時間。これが7時間になるわけですね。要するに増えるわけですね、時間外が。そうすると、その分の金額が上乘せになると、そういうイメージなのでしょう。

教育総務課長 はい。現行制度の、例えばでございますが、園長や副園長の管理職が6時間以内と6時間を超える場合というのがございまして、6時間以内ですと定額の1万円、6時間を超えますと1万5,000円という現行制度がございます。もう一つ、週休日以外、平日の午前0時から午前5時までの勤務は5,000円というのがございまして、加算されるような形になるというのが、今年の4月1日から適用されるといったものでございます。

教育長 分かりました。要は、長く延びた分、金額が変わらないと、あまり意味がないかなと思ったのですが、今のお話ですと、やはり長くなると、それだけの応じた金額がと、そういうことですね。

教育総務課長 はい。さようでございます。

教育長 分かりました。この件につきまして、ほかに何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、この件につきまして質疑を終了いたします。

議案第3号につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、討論を終了いたします。

議案第3号につきまして、異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 ありがとうございます。異議ないものと認めます。

議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取」につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第4号「令和8年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」です。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第4号につきまして、御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和7年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございますけれども、資料が大変多くなってございますので、まず、資料の構成について、説明させていただきます。資料全部で6種類ございまして、1番目、13ページの議案の説明資料でございます。その後、2番目が、15ページから25ページ、こちらが歳入、歳出、全体の資料といたしまして、1番目に言いました議案の資料の内訳として受け止めていただければと存じます。

同じく3番目の債務負担行為の説明資料につきましても、13ページのこの議案を補完するものとして受け止めていただければと存じますが、債務負担行為、これは複数年にまたがったり、次年度以降に支出する手続を、今回の議会において御了解を頂く手続となっているものでございます。補足をさせていただきます。

4番目が29ページでございまして、こちらが主な増減を示している令和8年度の教育費のうちの予算総括表となっております。

続きまして、5番目が31ページ、これは財政規模の年次推移となっております。

最後、6番目が33ページから39ページ、こちらが教育委員会における主要事業の一覧となっております。

こうした資料の構成の中で、主に私のほうから御説明申し上げたいのが、13ページの議案の資料と、29ページの主な増減を示しました予算総括表、そして年次推移の31ページです。そして、33ページ以降の主要事業の一覧、こちらの資料に基づきまして、大きく3つ。1つ目は、教育費の予算全体に関わる規模につきまして、2つ目は、令和8年度に教育委員会が重点的に取り組もうとしている事業について、3つ目、前年度から主な増減があったもの、この3種類に分けて御説明を申し上げたいと存じます。

それでは、まず初めに13ページを御覧ください。こちらは、歳入、歳出の総額となって

ございます。

まず、歳入につきましては、17億9,000万円余の予算額となっております。主な内訳は記載のとおりとなっております。

歳出でございますが、151億4,000万円余の予算額でございます。教育総務費が約64億9,786万9,000円。小学校費が46億6,923万5,000円、中学校費が26億7,250万9,000円、校外施設費3億4,048万9,000円、幼稚園費が9億6,089万8,000円となっております。このうち、教育総務費が、前年度に比べまして大きく増加しておりますが、こちらは教育委員会に新たな課が移管をしていくというのが主な要因でございます。こちらにつきましては別途説明をさせていただければと存じます。

こちらの説明でございますけれども、別紙の「令和8年度教育委員会事務局内に新たに設置する登校・放課後サポート課について」という資料を基に御説明を申し上げたいと思っております。資料が多くて、大変申し訳ございません。

こちらの新たに設置いたします登校・放課後サポート課について、御説明申し上げます。資料の構成としましては、3つでございます。背景と新しい課が担う役割、そして期待できる効果というところで構成してございまして、まず1番の背景でございますけれども、これまで、区長部局の子ども家庭部児童青少年課におきまして、にこにこすくーる事業、学童クラブ事業、放課後の事業でございますけれども、こちらを教育委員会事務局に移管して、新たな課を創設することとなりまして、また、2つ目のポツでございますが、この学童クラブとにこにこすくーる、略して「にこすく」と言わせていただきますが、学校管理外の安全対策を一体的に担うものとして、登校・放課後サポート課と名称を名づけまして、新しい課を設置することとなった次第でございます。

ちなみに、「にこすく」というのは、放課後から5時まで、保護者の就労に関係なく、全児童に対して体験や交流の機会を提供する場として位置づけてございます。

学童クラブにつきましては、「にこすく」以降につきましても、7時まででございますが、保護者の就労等により適切な保育を受けられない環境の児童について、家庭に代わる生活の場を提供するという位置づけでございます。

次に、2番の新たな課が担う役割でございますけれども、これまで教育総務課のほうで対応してございました登下校の安全対策、それから学童クラブ、にこすく、そして放課後の見守り体制、防犯カメラの更新等、学校関係者や保護者が分かりやすく一体的な枠組みとして認識できるように再編するものでございます。

そうしたことから、課の名前も分かりやすい名称といたしまして、児童と生徒と保護者と

学校をつなぐ役割を分かりやすく内外にお示しして、教育委員会事務局の全体の業務体系を効果的に進めていくことをコンセプトとしてございます。

表でございますけれども、右側が変更前、左側が変更後というところで、児童青少年課と教育総務課が担っていたものを、新たに教育委員会事務局の中で、登校・放課後サポート課として、記載の業務の役割を担っていくといったものが趣旨でございます。

3番の期待できる効果といたしまして、教育と福祉の一体化による子ども支援の充実、切れ目のない支援が可能となりますこと、繰り返しになりますが、2点目、保護者への分かりやすい安全安心体制の整備、一元的に扱う部署を設けることで、保護者からの申請や相談窓口の利便性の向上、安全安心体制の強化を図るといった効果が得られるものとして考えてございます。

説明が長くなりましたけれども、こういった新たな課を設置するものが約20億の経費がかかるものでございます。

お手数でございますが、資料を行ったり来たりで恐縮でございますけれども、29ページの歳出の一番上段にあります教育総務費の右側に目を移していただいて、教育総務費のボックスの中の丸が書いてある一番下ですね。登校放課後サポート課分というものが、こちらにプラス約21億という形で盛り込んでいるところでございますので、御確認を頂ければと存じます。

こうしたことから、この移管によつての新しい登校・放課後サポート課の役割についても御説明させていただきました。

続きまして、大きく2つ目の令和8年度に重点的に取り組む事業について、御説明を申し上げたいと存じます。こちらは、お手数でございますが、33ページ以降の教育委員会主要事業の一覧から御説明をさせていただきます。まず1つ目、34ページでございます。英語教育の充実というところで、(6)と(7)を見ていただければと存じます。

(6)小・中学校英語教育の充実・強化というところで、中ほど、「また」のところでございます。全小中学校に外国人英語指導員を配置して、英語の授業に加えて、学校生活の中で指導員と会話する機会を増やすことによって、総合的な英語力を育成するものでございまして、さらに8年度には、小学校において英語専科の教員が加配されている学校から1校を選定いたしまして、2名配置して英語力のさらなる強化に努めるものでございます。

それから、(7)英語検定受験料補助でございます。こちらは、全区立中学校の生徒を対象に、年間1回英語検定の受験費用の補助を1人につき年間1回行います。これまで中学3年生のみだった補助対象を、8年度からは1年生、2年生にも拡大をいたしまして、意欲ある生徒の早期の受験機会を保障し、英語力の育成につなげるものでございます。

続きまして、35ページをお開きください。(9)特別支援教育の推進でございます。「さらに8年度」というところから読ませていただきますが、日暮里地域に居住する特別支援学級在籍児童の通学における安全確保と負担軽減のため、第三日暮里小学校に特別支援学級を新設するものでございます。

併せまして、こちらの特別支援学級と中学校の特別支学級に支援員を新規配置することで、支援体制の強化、特別支援教育の一層の充実を図るものでございます。

続きまして、飛んで37ページでございます。(19)中学校部活動の「地域連携」の取組みでございます。こちらは、部活動の地域展開を推進するため、休日の指導を部活動運営にノウハウを有する専門事後業者に委託する地域連携事業につきまして、昨年度に実施したモデル事業の成果を踏まえて、取組の拡大を図るものでございます。

最後でございます。38ページをお開きください。(27)学びの場の充実に向けた学校施設建替えの取組の推進でございます。老朽化した学校施設の建替えを効果・効率的に進めて、新しい時代の学びにふさわしい学習環境を整備するために「学校施設建替え計画」を策定するものでございまして、建替えまでの期間、安全な学校生活を送れるようにするために、「荒川区教育施設長寿命化計画」を改定するための経費として計上しているものでございます。

以上の項目を重点的に実施すべく説明をさせていただきました。

最後、3つ目でございます。前年度からの主な増減についてというところで、こちらを最後の説明とさせていただきますたく存じます。戻りまして、29ページでございます。

歳出の部分でございますが、まず教育総務費の一番上の丸ですね。教育総務費の事務費の中で、防災キャップの配備ということで、三角の印がございますけれども、4,000万円のマイナスとなっておりますが、これは今年度に防災キャップを配備した経費というところでお受け止めいただければと存じます。

続いて、先ほど説明いたしました教育総務費の一番最後の登校・放課後サポート課分の約21億円のプラスについては割愛させていただきます。

そのほか、小学校費と中学校費、それから幼稚園費とございますけれども、その中に共通して施設整備費が記載してございますが、これは簡単に御説明いたしますと、小学校費につきましては、峡田小学校の増築工事完了に伴う工事費の減、二日小の屋上外壁改修などによる増が盛り込まれているものでございます。

中学校費につきましては、三中、諏訪台中学校の空調設備改修などによる増でございます。諏訪台第2校庭の改修も実施いたします。

最後、幼稚園費でございますが、こちらは尾久第二幼稚園のトイレの大規模改修などによ

るものが増となっているものでございます。

大変長くなってしまいましたけれども、以上が令和8年度の教育費の予算案の概要と重点事項、主な増減について御説明をさせていただきました。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質疑ございますか。

多岐にわたっておりますので、令和8年度の教育予算ということで、これに基づいて8年度の教育を進めていくという大事な予算の審議になります。とりわけ大きなところは、登校・放課後サポート課のところになるかなと思います。先生方の中でお気づきの点について、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

繁田委員 多分、僕1人だけが分かっていないと思うのですが、普通、金銭出納帳だと、収入と支出は同じ金額になるではないですか。歳入と歳出の桁が違うのですが、これはなぜですか。それが安心できないと、次の質問に移れないので、説明してもらえないかなと。すみません。

教育総務課長 区全体の予算については、歳入歳出ベースとしましては同じでございます、教育費以外に、総務費ですとか土木費ですとか、総合的に全体予算は約1,300億円でございますけれども、そうしたところの歳入歳出のプラス・マイナスはゼロといったところで調整がついているところでございます。この教育費だけを見ると、歳入と歳出の差がこのように出ているというのは、これまでどおりです。同じようなバランスといいますが、そういった規模で推移しているところでございます。

教育部長 補足をいたしますが、御案内のとおり、企業会計と異なりまして、歳入のほうは税金で入ってきますので、その入ってくる部分は、今、お手元の資料では割愛されています。例えば、預かり教育の保育料ですとか、教育としての純粋な入りだけが16ページに出てきているという形でございます。

繁田委員 教育費として入ってくる額がこれで、使うのは教育費だけではなくて、学校の整備とか、ほかのお金も使うということで額が違うということですね。

教育長 区全体としては均衡が取れています。そこは、特別区税とかもありますし、区民税もありますし、たばこ税、軽自動車税。それは一般財源ということでいろいろなところに振り分けているわけです。それで要するに入ってきた歳入を振り分けて、全体としては、歳入と歳出のバランスが取れているのですけれども、教育費として、この特別財源のような形でこういった国庫支出金だ、都支出金だが入ってくるものというのは、歳入はこの程度しかないというのが実態です。

要は、税として入ってくるものだとか、あるいは財政調整交付金だとかいって入ってくる

ものというのはまた別にあって、それは全体の調整の中で振り分けていくという、そういう形になっているので、教育に特化したものとして歳入が入ってくるものはこれだけ、そういうことですね。

ですから、この歳入を、いろいろな国の補助金だとか、都の補助金だとかたくさんあるので、我々としてはなるべく見逃さないようにして申請するようになっています。施設整備は特段大きいので、施設課長のほうで、何か大きな補助金みたいなもので申請しているものはありますか。

教育施設課長 施設整備に関して言うと、例えば学校を建てるとき、それから空調をつけるとか、そういったものに対して様々、国費ですとか都費というのがございます。ただ、例えば学校を建てるとなっても、今の国の補助金上は、それに対してかなりの国費が入ってくるということではなくて、かかるお金に対して入ってくる国費、都費というのは非常に少なくなっています。

最近暑いので空調整備についても国費、都費というものがあるのですが、これについても、例えばかかった補助対象経費の何分の幾つというように歳入が限られていますので、少し差が出てくるところで、なるべくいろいろなものを頂けるように我々も努力しているところでございます。

教育長 ですから、何も努力しないと、29ページの上書いてあるようなものが入ってこない、申請しないと。これは努力して、その成果として、これだけの歳入が入ってきているというような形ですね。それ以外の一般財源として、いろいろなものに使えるものとしては、税金や財源調整交付金みたいなものがあって、そういったものは全体の予算の中でどこの何費に使うのかというのは、財政課というところで調整しているという、そんな話ですね。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 あと、ほかいかがでしょうか。

長島委員 よろしいですか。これまで子ども家庭部にあった、にこにこすくーるとか学童クラブについて、教育委員会のほうにあって、それで2番目のところに書いてある「これまで複数部署に分散していた」というのは、要は、教育委員会事務局の中でいろいろ分散していたと理解してよろしいのですか。

教育総務課長 教育総務課でこれまで所管をしておりまして、児童生徒の安全対策業務ということで、これはシルバー人材センターに委託して、登校、下校の見守り事業でございましたり、また、通学路に防犯カメラでいろいろなところに安全な目を広げてお守りするという事業につきましても、教育総務課から、この新たな課に移管する。そして、区長部局の児童青少年課から、学童クラブとにこすく事業を移管する。この大きな2つの業務を合わせたもの

で、新しい課である登校・放課後サポート課が学校管理外の朝の部分と放課後の部分をお守りする。

したがって、学校管理内の部分と学校管理外の部分を一体的に教育委員会が子どもたちをお守りするということ、そういうコンセプトでございます。

長島委員 それで、課の名称なのですけれども、放課後サポートのほうはすっと理解できるのですけれども、登校サポートのほうがちょっと誤解されるのではないかなという気がして、ここに「登下校の安全対策」と書いてあるので、登下校をサポートとすると、あまり誤解はなくて、登校サポートという、違うことをちょっと考えてしまうのではないかな。要は、不登校の子どもに対するサポートということを思ったのですが、どうでしょうか。

教育総務課長 こちらのほうでイメージしておりましたのが、登下校というよりも、朝の部分と、それから下校の前の放課後事業。共働き世帯のお子様をにこすく事業、学童クラブ事業でというところもありまして、そのイメージがというところもございますけれども、登校だけを取り上げると、そのような解釈になるかもしれませんが、登校とこの放課後を一緒に並べることで、朝の登校のところをイメージできればと思って、セットで組み合わせることで御理解が深まるのかなと考えております。

教育長 そうですね。朝の子どもの居場所というのが非常に今、各区叫ばれていまして、いわゆる小1の壁ですね。今まで保育園に預けていた子どもたちというのは、朝7時ぐらいから預かってくれるわけです。朝7時ぐらいから預かってくれるのに、学校に行くと、それまで校門の前で待っていたりとか、高学年ならまだいいのですけれども、小学校1年生ですとまだまだ幼稚園生、あるいは保育園生と変わらないような状況の中で、学校によって違いますが、8時15分過ぎないと、なかなか学校へ入れないという状況がある中で、荒川区は、では、今後どうしていくかという、その方針を今後立てていかないといけないのですけれども、23区の中では、既に子どもの居場所ということで受け入れを始めているようなところがあるのです。我々としては、いわゆる学校に通った後の学校管理下、これは学校教育の範囲で、今まで我々が所管してきたところというのは、学校に登校した後の話を考えていたわけです。

一方で、この「登校・放課後」という、要するに学校管理下に入る前の、その登校するに当たってのサポートで、学校管理下から、終わった後の放課後の部分、これを一体的に支援していこうと、サポートしていこうというのが、この課のコンセプトです。切れ目ない支援をし、安全を確保していくというのが、この新たな課の役割になるわけですね。

ですから、我々も登下校がいいのかとか、いろいろあるのですけれども、やはり登校、それから放課後なのだろうと。登校があって、放課後があって、その部分をしっかりサポート

することで、家を出たときから家に帰るまでのその部分を、教育委員会として子どもたちをしっかりと守っていく。その役割を教育委員会として担っていこうというのが今回の役割なので、我々としては、そこの登校と放課後を一体的にサポートしていきますよと、そういった意味のネーミングになっています。

保護者の勤務時間が長い中で子どもたちをどうサポートしていくのか、居場所をどう確保していくのかというのが非常に重要になってきて、結果として、そういう役割というか居場所がないのでしっかりサポートしていきましょうという、そういう役割です、今回のこのコンセプトとしては。

長島委員 説明を聞いていると、放課後というのも、その学童クラブとにこにこすくーるだけではなくて、もう少し放課後というのを広く捉えているということでもいいのですか。

教育長 そうです。したがいまして、この教育総務課にある安全対策がここに入ってきたというのは、子どもの命を守っていくという、そういうところが入っています。例えば登校時、非常に痛ましい交通事故というのが全国で起きているのです。車が突っ込んでしまったとか。登校時の子どもたちが本当に痛ましいことにお亡くなりになっている、そういったところも通学路をしっかりと見ていくことで安全対策をしていく。すなわち、登校の部分ですね。放課後もそうです。放課後の子どもたちの安全を確保していくと。

この教育総務の安全対策をここに持ってきたというのは、登校時、それから放課後、下校時もそうですけれども、その安全対策もしっかりやっっていこうと、そういったものがここに入っています。とりわけ、やはり交通事故は、我々としても非常に懸念が大きいです。もちろん、子どもたちが自分で登校してくることになるのですけれども、日頃の通学路、小学生の場合は、通学路が安全であるのかどうかということ、やはり常日頃から見とれないと、なかなかそこが守れないのではないかなという思いがあります。

大きな事故が起こると、国のほうから一斉に通学路をチェックしなさいというようなものが来ます。そういう何か起きてからチェックするというのではなくて、日頃から登校時、あるいは下校時、放課後時の子どもたちの安全をしっかりと見守っていこうという、そのような意味合いがここに、私の思いがこの安全対策には強くあります。

にこにこすくーるや学童もあるのですけれども、それ以上に子どもたちの命、安全を守りたいというのが、私の思いがここに入っていると、そんな感じです。ですので、登校というのは、すみません、そういうことで使わせてもらっています。

繁田委員 ちょうど質問したいところに話が行ったので質問させていただきます。

安全対策は本当にとっても重要だと思うのですけれども、ここを特に力を入れるきっかけというのは、例えば保護者の要望があったとか、あるいは実際に危険が、ニアミスみたいな、

あるいは、実際に事故が起きてしまったとか。もともとの動機はどこら辺にあったのか。差し支えなかったら教えていただきたいのですけれども。

教育総務課長 教育長がお話になられたこととちょっと重なってしまって申し訳ないのですけれども、これまで区長部局で、放課後の事業、主に区長部局で、学童クラブ、にこすく事業ということでやっておりまして、また、シルバー人材センターというのは、教育総務課のほうでも、朝の登校、それから下校時の見守りをやっているのですけれども、児童青少年課のほうでも、学童クラブが終わった後の見守りというのは、そういった意味で見守り体制の親和性もあったところもありますし、そういう効率的な事務の取扱いというの、2次的、3次的にはございますけれども、子どもを1日、お家を出て、学校に行って、学校からお家に帰ってくるまでの一体的な切れ目のない見守り、学習だけではなくて、そういった安全面を区として、教育委員会として、連綿と切れ目なくお守りしようというのがきっかけでございます。

繁田委員 特に、他府県とかは、性的な犯罪が起こったりとかして、すごく悩ましいところ。今、日本全国で多分問題になっていると思うのですけれども、それが特に荒川区で懸念されたというわけではないのですね。

教育部長 私も以前に生活安全・防犯を担当していたのですけれども、荒川区は、犯罪件数は、文京区に次いで23区で一番少ないのですが、中身を見ていくと自転車盗難がすごく多くて、自転車盗難を除く、いわゆる重要な犯罪というか重い犯罪は、23区で一番少ないので、決して子どもが通学途上で何か事故があったからということではありません。ただ、「夜帰ってこない」などという連絡が入ること等はございます。

そうすると、学校の先生も教育委員会も生活安全課も、警察とも連携して、一生懸命子どもを探すというのを責任持ってやっていますので、そういう子どもの安心安全の体制をより一層強化するという意味合いでございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 あと、ほかにはございますか。

中澤委員 一つよろしいですか。事業の内容のほうで、(7)の英検のことをお聞きしたいのですけれども、英検の受検は学校でやるのですか。

指導室長 受験そのものは級ごとによって違うのですが、学校で受けられる級もございますし、ちょっと上の級になりますと、本会場といって英検が設定する会場で受けるというものもございます。

中澤委員 申込みは、学校を通して基本的にはすると思っているのですけれども、例えば不登校の子が英検を個別に受けたいときの補助も出るのでしょうか。

指導室長 もちろん、どんなお子さんであっても、その生徒さんであれば受けていただくことができます。

中澤委員 学校を通して申し込めばということですね。

指導室長 さようでございます。

中澤委員 分かりました。

教育長 いろいろ多岐にわたっていますので、なかなか審議の中で全部というわけにもいかないとは思いますが、ちょっとお気づきの点がまたあれば、お問合せ等いただいても結構ですし、また次の教育委員会で御質問いただいても結構ですので、また改めて見ていただければと思います。

私のほうから、31ページを拝見すると、「伸び率」とあるではないですか。3年度から8年度ということで、93億ぐらいから91億、100億超えていますね。6年度に153億となって、大きく増えたのですね。まず、この大きく増えたところが何なのかと、また、それが7年度に減って、また151億になってきたと。減って、増えています。この辺の何か大まかなものというのはつかんでいますか。

学務課長 6年度に増えている分については、タブレットPCの更新がありましたので、その分の予算になります。7年度に向けては導入に向けてのイニシャルコストの部分は終わりましたので、その部分が下がったというのが大きな要因になります。5年度に向けて増えているのは、学校給食費の無償化を始めていますので、その分で増えたと考えられます。

教育長 給食費の無償化の関係で、5年度が14.7%増えているのですね。

学務課長 そうです。

教育長 6年度はタブレットPCの更新。

学務課長 更新が終了したので、7年度は下がっているという形になります。

教育長 8年度は。

学務課長 放課後サポート課です。

教育長 放課後サポート課に20億が入ってきたと、そのようなことですね。

教育総務課長 すみません。学務課長の説明の補足でございますけれども、6年度の増の、先ほど学務課長の説明のコンピューター関係というのが、数字でいきますと、タブレットPCの更新関係でございますけれども、小学校が約23億9,000万円、それから、中学校費が9億9,500万、合わせて33億8,000万余の経費となっておりまして、令和7年度については、タブレットPCの分は減りましたが、保護者の負担軽減に係る補助金、これが補助教材ですとか卒業アルバムなど、これが約4億7,000万、あと大きいところでいきますと、エデュケーション・アシスタントの配置支援スタッフ派遣というのが約1億5,

000万円、これだけでも6億以上かかっているといった数字が、大まかな数字でございますけれども補足させていただきます。

教育長 ありがとうございます。多岐の事業を行っていることで、教育予算もこうやってみると、やはり増えてきているというのが非常に分かりますけれども、151億という大変な金額かなと思います。

あとは、先ほどお話がありました登校・放課後サポート課については、新たな課の設置ということになりますので、当然、管理職も増えてくる形になります。今後は、先ほど申し上げたような新たな体制の中でという形になりますので、また新年度に向けて、様々な御紹介できることがあると思ひまして、もちろん4月からは新たな体制の下での紹介もできると思ひますので、先生方からも御意見を頂きながら、この登校・放課後サポート課を有効に機能させることが、子どもたちの命の安全安心、それから子どもたちの豊かな環境づくりにつながっていきますので、ぜひ先生方の御協力を得ながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

特段、何かあればと思ひますが、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、以上をもちまして質疑を終了いたします。

議案第4号につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 ありがとうございます。それでは、討論を終了いたします。

議案第4号につきまして、異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

それでは、議案第4号「令和8年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取」につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。報告事項ア「学校施設建替え計画の検討状況（中間報告3回目）について」でございます。本件につきましては、令和8年2月の荒川区議会文教・子育て支援委員会の報告まで公正を確保する必要があるため、会議規則第11条の規定により、会議を非公開として報告を受けたいと存じますが、御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

報告事項アにつきましては、会議を非公開として報告を受けます。

〔傍聴人退室〕

教育長 それでは、その他の報告事項ですが、教育委員会の日程につきまして、事務局から何かございますか。

教育総務課長 資料の41ページでございます。もう1つは、別で、この七中の研究発表の資料を見ていただきながらでございます。

資料41ページの変更はございませんが、2月13日の金曜日、次回の定例会につきましては、会場が第七中学校となります。それで、別紙の研究発表会を見ていただいた後、定例会を開催すると。こちら具体的なタイムスケジュールにつきましては、別途御案内を差し上げますけれども、1時から1時30分の間に受付をしていただいて、こちらの授業を見ていただく。そして研究発表を見ていただく。そして、3時過ぎから定例会を開催するという流れで考えてございますので、今日のところは口頭での説明で申し訳ございませんけれども、きちんとスケジュールを固めて、個別に御連絡を差し上げますので、その際に、こちらの研究発表の御出席のお出ましのお時間などをお聞かせいただければと存じます。

続きまして、41ページに戻りまして、この後、3番のその他の予定のところ、本日4時から、ゆいの森あらかわにおきまして、記載のコンクール、コンテストの表彰式が行われますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、教育委員会令和8年第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

了